京都大学人事審查委員会規程

(平成16年達示第87号)

- 第一条 京都大学に、人事審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 第二条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。
 - 一 教職員(教員を除く。)の休職、解雇及び懲戒(以下「休職等」という。)に関し 国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成十六年達示第 号)等の規定により、そ の権限に属するものとされた事項
 - 二 教職員の休職等に関する不服申立てに関する事項
 - 三 教員の専門業務型裁量労働制に関する苦情処理に関する事項
- 第三条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
 - 一 理事(人事担当)
 - 二 理事(法務担当)
 - 三 教育研究評議会評議員 若干名
 - 四 部局長 若干名
 - 五 人事部長
 - 六 その他総長が必要と認める者 若干名
- 2 前項第三号、第四号及び第六号の委員は、総長が委嘱する。
- 3 第一項第三号、第四号及び第六号の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただ し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第四条 委員会に委員長を置き、第三条第一項第二号の委員をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。 第五条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。
- 2 委員会の議事は、出席委員の三分の二以上の賛成をもって決する。
- 第六条 委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会には、必要に応じて第三条第一項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。
- 3 前項の規定により専門委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。
- 4 前各項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。
- 第七条 委員会及び専門委員会は、必要と認めたときは、委員会又は専門委員会の了承を 得て、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。
- 第八条 委員会に関する事務は、人事部職員課において処理する。
- 第九条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。